

初診時・再診時の選定療養費について(2022年10月1日より)

2022年(令和4年)10月より、健康保険法により定められた療養担当規則第五条第3項において、特定機能病院は、「初診に際し、他の医療機関からの紹介状なしに当院をご受診頂く場合(急を要しない時間外の受診を含む)」、「当院で診療継続中の診療科から院内紹介されず他の診療科を初めて受診する場合」及び「病状が安定し、外来担当医が他の医療機関への逆紹介を申し出たにも関わらず、引き続き当院を受診される場合」は原則として一定額以上の金額をご負担いただくことが義務化されています。

当院は特定機能病院のため、この制度に基づき、初診時及び再診時の選定療養費を下記のとおり徴収させていただきます。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

内容	2022年10月1日から
【初診時】選定療養費 ・紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合(急を要しない時間外の受診を含む)、または当院で診療継続中の診療科から院内紹介されず他の診療科を受診する場合に、通常の保険診療分の他に別途ご負担いただく費用	8,800円(税込)
【再診時】選定療養費 病状が安定し、外来担当医が他の医療機関への逆紹介を申し出たにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合に、通常の保険診療分の他に別途ご負担いただく費用	4,400円(税込)

※診療予約取得には選定療養費の支払いの有無にかかわらず、紹介状をご用意頂く場合があります。

ご理解ください。

*「初診」とは...(健康保険法により定義されています)

1. 聖路加国際病院を初めて受診する場合
2. 以前に聖路加国際病院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した(治癒した)後に再び来院された場合
3. 歯科と内科、外科等の医科は、健康保険法上は別の区別となりますので、それぞれ別に初診時選定療養費の請求が行われます。
4. 通院中に他の診療科を初めて受診する場合
5. 患者さんが任意に診療を中止し、改めて受診される場合
(補足事項)
 - 前回の症状がいったん治まった、もしくは治療を継続していない場合治癒とみなされます
 - どの程度間隔があくと治癒とみなされるかは疾患によって異なります。疾患によっては最終来院日より1ヶ月以上間隔があくと治癒したと判断される場合もあります。
 - 当院以外の医療機関からの診療情報提供書(紹介状)を持参された方は選定療養費算定の対象にはなりません。
 - 生活保護法の医療扶助を受けている方や、特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合は、初診時選定療養費算定の対象にはなりません。ただし、公費のうち「(乳)乳幼児医療」・「(子)義務教育就学児医療」・「(親)ひとり親家庭等医療」は、初診時選定療養費を算定致しますのでご了承ください。